

25環活第48-16号

平成25年5月20日

経 済 産 業 大 臣 殿

愛 知 県 知 事

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書について
(通知)

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第1項の規定による意見は、別添1のとおりです。

また、環境の保全の見地からの関係市村長（飛島村長、知多市長、名古屋市長、常滑市長、東海市長、弥富市長）の意見は別添2のとおりです。



西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書に対する知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、事業の実施に当たっては、環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- （１）事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- （２）環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じ適切な措置を講ずること。
- （３）環境監視については、関係機関の意見を踏まえ具体的な監視計画を作成し、的確に実施すること。また、必要に応じ適切な措置を講ずること。

2 大気質、騒音、振動

- （１）工事関係車両の運行に伴う道路沿道への影響をより一層低減するため、海上輸送の活用や効率的な運行による車両台数の抑制及び平準化、低公害車の積極的な使用、伊勢湾岸自動車道の利用促進などの環境保全措置を徹底すること。
- （２）対象事業実施区域周辺で現状においても二酸化窒素濃度が比較的高い地域があることから、施設の稼働に当たっては、排煙脱硝装置等の適切な運転管理及び維持管理を徹底すること。

3 水質

- （１）陸域の掘削工事等による濁水の流出防止のため、仮設沈殿池の設置及び維持管理を適切に行うとともに、環境監視により水の濁りの状況を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を講ずること。
- （２）海域での工事の実施に当たっては、濁りの影響を低減するために、汚濁防止膜を適切に設置するとともに、環境監視により水の濁りの状況を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を講ずること。

4 動物、植物、生態系

- (1) 工事の実施に当たっては、ハヤブサについて、知多市での現地調査において繁殖行動が確認されたことから、工事中の環境監視を実施すること。また、環境監視において、ハヤブサの繁殖行動が見られた場合は、専門家の指導・助言を得ながら適切に対応すること。
- (2) 緑地については、できる限り早期の回復が図られるよう緑地整備の具体的な工程を明らかにするとともに、必要に応じ専門家の指導・助言を得て、動物の生息環境に十分配慮した植栽や外来種の侵入防止等に努めること。
- (3) 施設の稼働に当たっては、冷却水の放水口において残留塩素が検出されないように海水電解装置の管理を徹底すること。

5 廃棄物等

工事中及び供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正かつ迅速に処理すること。

6 温室効果ガス等

施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素については、発電電力量当たりの排出量に加え、年間の総排出量を踏まえた評価を実施すること。

7 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。



25 保 第 167 号
平成 25 年 4 月 10 日

愛知県知事 殿

飛島村長 久 野 時 典

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書に対する意見の
提出について

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 20 条第 2 項の規定に基づく環境
の保全の見地からの意見は別紙のとおりです。

別紙

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書に係る意見

事業者においては、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書に記載し、対応を明確にすること。

なお、事業の実施に際しては、各関係機関と連携を図るとともに、環境保全について十分配慮し、必要に応じ適切な措置を講じること。

1 全般的事項

事業の実施に当たっては、予測結果を踏まえ必要な環境保全に関する措置を実施するとともに、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

2 大気質、騒音、振動、悪臭

- (1) 資機材等については、大半を自動車輸送することとしているが、工事関係車両による主要地方道名古屋西港線、一般国道 23 号及び一般国道 302 号の沿道への影響を低減するため、準備書に記載された環境配慮事項を徹底するとともに、沿道の大気、騒音及び振動に係る生活環境への影響を軽減する観点から、物資輸送の効率化を図るとともに輸送車両数の削減、運行経路の分散化、船舶などの代替輸送手段等を検討することにより、より一層の環境負荷低減に努めること。
- (2) 建設機械及び施設稼働に伴う騒音、振動については、低騒音、低振動型の建設機械を工事の規模に合わせて適切に配置し、環境への影響を低減すること。
- (3) 施設の稼働に当たっては、温室効果ガスの排出量の削減の観点から、発電設備の効率的な運転に努めること。

3 水質

水質保全の観点から排水処理施設の適切な運転管理に努めるとともに、環境監視により水の濁り等を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。

4 緑地

動物の生息環境に十分配慮した植樹や緑地帯の確保を行う等、動物の生息環境を創出するため必要に応じ適切な措置を講じること。

5 廃棄物等

事業の実施に当たっては、廃棄物等の発生を抑制するとともに、再使用又は再利用を徹底し、再使用又は再利用できないものについては、適正に処理すること。

6 その他

- (1) 環境影響評価書の作成に当たっては、住民などの意見を十分に検討するとともに住民等に分かりやすい内容となるよう努めること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、住民からの環境に関する要望等に対して、適切な対応を図ること。
- (3) 事業者においては、今後とも本事業についての地域住民の理解が得られるよう、積極的な情報提供に努めること。



知環発第411号

平成25年4月10日

愛知県知事 様

知多市長 加 藤 功

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書について
(回答)

平成25年1月25日付け24環活第398-2号で照会のありましたこのこと
について、環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業の実施に当たっては、生活環境を損なうことのないよう配慮すること。
- 2 環境の保全のための措置を確実に実施し、環境影響の回避・低減を図ること。
- 3 燃料ガス導管工事中に設置する仮設沈殿池から公共用水域までの排水経路を示すとともに、これらの管理を徹底し、排水による海域の水質汚濁を防止すること。
- 4 工事関係車両の通行に当たっては、交通渋滞、通行障害の原因とならないよう配慮すること。
- 5 樹木を伐採する緑地について、長期的な展望にたった整備計画を策定するとともに、原状復旧までの工程及び期間を示すこと。





25 環 対 第 31 号
平成 25 年 4 月 24 日

愛知県知事 大 村 秀 章 様

名古屋市長 河 村 た か し

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書について（回答）

平成 25 年 1 月 25 日付け 24 環活第 398-2 号で照会のありましたみだしのことにつきまして、別紙のとおり回答します。



環境の保全の見地からの意見

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書について、環境影響評価法第20条第2項の規定に基づき照会がありました環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成25年4月24日

名古屋市長 河村 たかし

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価準備書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価書の作成にあたり、名古屋市域に関わる事項として以下について対応が必要です。

1 対象事業の目的及び内容に関する事項

- (1) 工事中及び供用時の関係車両は、名古屋市内の一般国道23号や一般国道302号等を走行することが想定され、沿道に対する騒音や振動の影響が懸念される。従って、事業計画を具体化するうえで、走行車両台数の総数をできるだけ減らし、沿道環境に対する負荷のさらなる低減に努めること。
- (2) 自然的状況または社会的状況として名古屋港の埋立地が時代とともに広がった経過を明らかにするとともに、埋立により造成された土地という特性やこれまでの緑地整備の経緯等を踏まえて緑化計画を検討すること。

2 環境影響評価の結果に関する事項

(1) 大気質

ア 大気質の予測においては気象条件の設定が重要であるので、予測に用いた現地調査による年間気象観測結果について、異常年検定の結果を示し、当該観測結果を用いた妥当性を説明すること。

イ 名古屋市内の予測地点の一部においては、現状でも二酸化窒素の濃度が名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値を超えている。そのため、施設の稼働にあたっては、排煙脱硝装置等の適切な運転管理及び維持管理を行うなど、環境影響の低減に努めること。

(2) 水質

施設の稼働に伴う温排水の影響について、発電所の温排水に関する条件だけでなく、今後の埋立計画も考慮して予測していることから、現状と将来の予測条件の違いを十分に説明し、その違いを踏まえて丁寧に評価を行うこと。

(3) 温室効果ガス等

施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素排出量について、発電電力量当たりの排出量の低減に基づいた評価としているが、年間の総排出量は増加すると予測されているので、当該予測結果と当該事業以外を含めた排出量削減の取り組みを踏まえて丁寧に評価を行うこと。

(4) 環境監視計画に関する事項

環境監視計画を具体化するにあたり、工事中及び供用時の環境監視を適切に行うため、測定時期、回数等を十分に検討するとともに、その結果を公表するなど情報提供に努めること。

3 その他

環境影響評価書の作成にあたり、市民に分かりやすい図書となるように十分に配慮すること。



25常環生第7号
平成25年4月12日

愛知県知事様

常滑市長 片岡憲彦

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書について（回答）

平成25年1月25日付け24環活第398-2号で照会のありましたことにつきまして、本市の環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 市民の生活環境に対して十分な配慮をするとともに、環境保全に対して万全を期すること。
- 2 市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行うとともに、適正な反映に努めること。
- 3 事業の実施に当たっては、利害関係者と十分協議の上、適切に対応すること。





生 第 168 号

平成25年 3月28日

愛知県知事 様

東海市長 鈴木 淳 雄

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書について（回答）

平成25年1月25日付け24環活第398-2号で照会のありましたこのことについては、本市の環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 市民の生活環境に十分に配慮をするとともに、環境保全に万全を期すこと。
- 2 市民等から寄せられた意見に対し、十分な検討を行なうとともに、適切な対応に努めること。

以上



25 弥環 24 号
平成25年4月9日

愛知県知事 殿

弥富市長 服 部 彰 様

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価基準書について（回答）

平成25年1月25日付け24環活第398-2号で照会のありましたこのことについて、意見はありません。



